

平成25年度 国の予算・制度等に関する要望の回答

平成24年10月に自由民主党東京都支部連合会との意見交換会で行った、平成25年度国の予算・税制等に関する要望の回答が届きましたのでご報告いたします。

今回の回答では、担当議員の 中川雅治参議院議員からもコメントをいただいております。

1 国の施設管理予算及び入札等に関する要望事項

(1) 施設管理予算の確保と適正な予定価格の設定について

(要望内容)

公共調達におけるコスト削減の要求により、公共建築物の施設管理予算が年々切り詰められる一方で、行き過ぎた低価格競争が横行し、公共調達の品質面に支障をもたらしております。こうした低価格落札による品質低下は、公共建築物の劣化を速めるとともに、受注企業を疲弊させ、社会基盤整備のための技術力の維持が困難な状況を引き起こすこととなります。

品質確保に十分な施設管理予算の確保に努めていただくとともに、市場実態にあった予定価格の設定に努めていただきたい。また、総合評価方式の入札や複数年契約の拡大を図るとともに、不当廉売に当たるものは認めない毅然とした対応をお願いします

(厚生労働省よりの回答)

厳しい財政事情の中、品質確保に必要な施設管理予算の確保に引き続き努めていきたい。国が発注する調達については、会計法令上、原則、一般競争入札によることとされており、発注に当たっては、需給の状況、原材料及び労務費等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、適切に予定価格を作成することとされている。

また、役務及び工事等の発注に当たっては、ダンピング受注の排除等適正価格による契約の推進のため、会計法令に基づき、低入札価格調査制度を適切に活用することとされている。

なお、「公共サービス改革基本方針の一部変更について」(平成22年7月6日閣議決定)において、中央合同庁舎5号館の庁舎管理業務が盛り込まれたことにより、平成23年4月より平成26年3月までの3年間の総合評価方式による民間競争入札(市場化テスト)を実施し、その結果、複数年契約が結ばれているところである。今後の継続の可否については、市場化テストの評価結果を踏まえて対応していきたい。

(中川議員のコメント)

行き過ぎた低価格競争は公共調達の品質面に支障をもたらし、労働条件の悪化、安全衛生対策の不徹底につながり、健全なビルメンテナンス業の発展を妨げるものであります。

自民党としては、品質確保に必要な十分な施設管理予算の確保、市場実態にあった予定価格の設定、総合評価方式の入札の拡大等について引き続き努力いたします。

特に与党になった現在、自民党の行政改革推進本部等において、行き過ぎたコスト削減、低価格競争を是正させるべく今までの極端な流れを変えるよう努力いたす所存であります。

(2) 施設管理業務への「競り下げ方式」入札の導入について

(要望内容)

公共サービス改革基本方針に基づく、国の行政機関等による「競り下げ方式」入札については、当初、施設管理費への適用はしないということでしたが、既に国立大学警備業務(1件)で実施され、今年度の法務省調達改善計画では排水管高圧洗浄等作業で実施が計画されております。

施設管理費の約8割は人件費と言われており、施設管理業務に「競り下げ方式」入札が本格的に導入

された場合には、ダンピング受注が横行し、従事者の労働条件の劣悪化、公共調達の商品面の劣化を招くとともに、受注企業を疲弊させることは明らかです。また、こうした動きが全国の自治体に波及し、既に導入されている民間での実施を更に拡大することは必至であります。

以上から、「競り下げ方式」入札の施設管理業務へのこれ以上の適用拡大を行わないようお願いします。

(内閣公共サービス改革推進室の考え方)

中川議員が内閣公共サービス改革推進室より聴取したところ、競り下げ方式の入札についての考え方は次のとおり。

競り下げ方式の入札については、民主党政権下で各省庁に試行をお願いし、10件を超える程度の試行がなされた。現在その効果の検証をしているところであり、その結果は近く公表する予定である。その検証結果を踏まえ、今後政府として競り下げ方式の入札についての対応方針を決めるが、「競り下げ方式の入札については、メリットは認められるが、中小企業への影響など問題点もあるので、政府として推進することはなく、各省庁にその対応をまかせる」ということになるだろう。

(中川議員のコメント)

競り下げ方式の入札についてはデメリットの方が大きく、自民党の行政改革推進本部でも反対論が強く、私としてはこれを阻止すべく全力をあげる決意であります。

2 制度改正

(1) 短時間労働者の社会保険適用の拡大について

(要望内容)

短時間労働者に対する社会保険の適用については、2016年10月から、501人以上の企業、勤務時間週20時間以上、月収8.8万円以上、雇用期間1年以上を対象に社会保険適用の拡大（新たな対象者25万人）が決まりました。

当初の対象拡大方針に比べれば対象者の範囲は縮小されましたが、こうした負担増加は中小企業を中心としたビルメンテナンス企業の経営を直撃し、企業業績の下振れ要因となるとともに、週20時間以下勤務の短時間労働者の多くが望んでいないものでもありますので、これ以上の社会保険適用拡大に反対いたします。

(厚生労働省よりの回答)

- 1 短時間労働者への社会保険の適用拡大により、流通・小売業や飲食サービスなど短時間労働者の割合が多い業種では、新しく社会保険に加入する労働者の保険料の事業主負担が増えることに対する懸念があることは承知している。
- 2 このため、昨年8月22日に公布された法律「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」（平成24年法律第62号）では、
 - ① 施行を平成28年10月として十分な準備期間を設けるとともに、
 - ② まずは従業員数が501人以上の企業から適用を拡大するといった措置を講じ、中小企業経営への影響に配慮することになっている。
- 3 施行後、さらに適用範囲を拡大していくかどうかについては、改正法の『施行後3年以内の検討規定』に基づき、改正法の施行状況や、短時間労働者の雇用環境、企業の置かれた状況などを考慮し、検討していくことになる。

(参考) 年金機能強化法 附則

第2条

- 2 政府は、短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用範囲について、平成31年9月30日までに検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずる。

(中川議員のコメント)

社会保険適用の拡大による負担増加が中小企業を中心としたビルメンテナンス企業の経営を直

撃するものであることを十分に認識し、これ以上の社会保険適用拡大が行われないうっかりと反対してまいります。

(2) 最低賃金の引き上げの実施時期について

(要望内容)

最低賃金の発効時期は10月から11月であるため、引き上げ前の金額で人件費を積算した上で落札していた場合には、年度途中の改定により著しく経営を圧迫することとなります。このことは、昨年7月に発せられた厚生労働大臣に対する中央最低賃金審議会答申にも「業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることのないよう、発注時における特段の配慮を要望する。」と述べております。

今後の解決方法として、年度途中の引き上げに伴い、契約金額の見直しを遡って実施する仕組みの創設か、最低賃金の適用時期を半年ずらし新年度に合わせる方策を求めます。

(厚生労働省よりの回答)

地域別最低賃金は、例年春先から行われる労使間賃金交渉の結果などを踏まえた企業の賃金改定状況を速やかに反映させるために、年度途中の改定が行われている。地域別最低賃金は、全ての業種の労働者にとってのセーフティネットであり、適用時期を遅らせることは不適切であると考えます。

また、地域別最低賃金の改定時には、厚生労働省から関係省庁、地方公共団体等に対して、改正された最低賃金額の情報提供を行うとともに、民間企業への業務委託等を行う場合に最低賃金が年度内に改定されたことにより最低賃金法違反が発生することのないよう、発注に当たり特段の配慮をお願いしている。

今後の地域別最低賃金の改定に際しても、こうした配慮をお願いし、最低賃金法違反が発生しないよう努めていく。

(中川議員のコメント)

最低賃金の引き上げに伴い、契約金額の見直しを遡って実施するか、適用時期を半年ずらすか、いずれかの方策を取るべきだとのお考えはきわめて当然のことであると認識いたしております。

この問題は毎年指摘されていることではありますが、厚生労働省は、適用時期を遅らせることは不適切であるとの強い態度を取っておりますので、それならば、厚生労働省よりもっと強く契約金額を遡って見直すよう各省庁に要請すべきであり、このことを私から厚生労働省に改めて申し入れいたしました。今後とも努力いたします。

(3) 障がい者雇用への支援策について

(要望内容)

平成25年4月から障害者雇用率が2.0に引き上げられ、対象企業は従業員56人以上から50人以上に引き下げられます。業界として障害者雇用率確保のために努めるのは当然ですが、障害者の雇用環境整備に対する支援策を一層拡充していただきたい。

また、平成27年4月からの納付金制度の適用拡大について、一定の措置を執られているのは承知しておりますが、今後、十分な周知を図ると共に、対応の難しい企業に対する支援策の更なる改善をお願いします。

(厚生労働省よりの回答)

障害者の社会参加を支援し、障害者に温かい社会づくりを進めて行く上で、障害者の雇用対策を推進することは重要である。

このため、厚生労働省では、就職を希望する障害者に対し、ハローワークや障害者就業・生活支援センターなどにおいて、障害特性に応じたきめ細かな就労支援を実施している。また、障害者雇用の促進には、それに取り組む企業への支援が重要であることから、企業に対しても、障害者を新たに雇用した際の助成金支給やジョブコーチを職場に派遣した職場定着支援などを実施している。

これらの取り組みにより、最近の障害者雇用の状況は、障害者の雇用者数が年々増加し、9年連

続で過去最高を更新するなど、着実に進展している。

今後とも、全国のハローワークや都道府県労働局をあげてこれら制度改正の周知広報の取り組みとともに、事業主団体や障害者団体などの関係者の協力を得ながら、障害者雇用に取り組む企業に対する支援についても万全の対策を講じていきたい。

(中川議員のコメント)

ビルメンテナンス業界が従来より障害者雇用の促進や様々な社会貢献に努力されていることに心より敬意を表します。

ビルメンテナンス業界の一層のご尽力をお願いするには、障害者の雇用、環境整備に対する支援策を拡充し、対応の難しい企業に対する支援策の改善が必要であると考えておりますので、私より厚生労働省に申し入れをいたしました。今後とも努力いたします。特に障害者の雇用に努める中小企業に対する助成金の拡大等については、力を入れてまいりたいと考えております。

(4) プール監視業務の警備業法上の取扱いについて

(要望内容)

平成24年6月、警察庁は「プール監視業務は警備業法上の監視業務に当たる」との通知を発し、プール監視業務は警備業の認定を受けた業者に限ること、プール監視員に対する警備員教育を徹底することなどを指示いたしました。

今回の突然の厳格適用は、地方公共団体のプール関連施設の管理を受託している業者に大きな影響を及ぼしており、適当な業者が見つからないため学校プールの一般開放を断念した自治体も出ております。また、管理業者にとって、人材確保や警備員教育にかかる経費の増加などが大きな負担となりますが、こうした経費の増加について、発注者側の理解が十分に得られるかについて不安があります。

以上から、①管理業者が安全で安定したプール監視業務を行うため、経過措置を設けていただくとともに、②自治体等の発注者側に対し、必要な予算確保についての通達を発していただくようお願いいたします。また、③現行の警備業法に規定された警備業務はプール監視業務にそぐわない部分があるので、新たに5号業務を設けていただくようお願いいたします。

(警察庁よりの回答)

1 要望①について

警察庁では、従来からプール監視業務は警備業法上の「警備業務」に該当するとの見解でしたが、平成23年7月の大阪市泉南市のプール事故を受けて、自治体等の関係者から、「プール監視業務を委託する場合、受託者に警備業の認定が必要か」との質疑が寄せられたため、平成24年6月、改めて各都道府県警察に「プール監視業務を外部に委託する場合における警備業の認定の要否について」事務連絡を発出したところです。

都道府県警察においては、警備業法の規定を知らずに警備業の認定を受けずにプール監視業務を営んでいた業者については、直ちに取締りを行うといった形ではなく、警備業の認定取得を促し、プール監視業務の適正化に向けた指導を行っております。

ただし、一定の期間をおいても改善がされず、警備業法に違反した形で引き続き業を行っている業者があれば、法を守っている優良業者が不利にならないよう適切に対処していきたいと考えております。

2 要望②について

警備業務の実施の適正を図るためには、自治体等の発注者側の理解が不可欠であることから、各都道府県警察においては、プール管理者となり得る自治体等に対し、プール監視業務の委託は警備業の認定を受けた業者に行うよう要請をしたり、自治体等からの問い合わせに応じて、警備業の認定が必要な業務形態や解釈について教示することにより、発注者側の理解を求めているところです。なお、当庁は、自治体等に対し、通達を発出できる立場にはないと考えます。

3 要望③について

警備業法第2条第1項第1号に規定するいわゆる施設警備業務は、多様な形態の警備業務を包含するもので、プール監視業務も含まれます。既存の業務形態（同項各号）に当てはまらない新たな業務形態を新規に規制する場合は、新たな号を創設する必要がありますが、プール監視業務については必要がないと考えます。

なお、プール監視業務と他の施設警備業務の差異を考慮し、（公社）全国ビルメンテナンス協会や（一社）全国警備業協会と協議の上、平成25年3月5日付けで両協会に対し、「プール監視業務に従事する警備員の教育内容について（要請）」を発出したところです。